

## 令和元年第5回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和元年5月27日(月)午後1時30分から3時10分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	千光士伊勢男
	6番	栗山 浩和
	7番	福本 隆憲
	9番	山内 芳幸
	10番	有澤 節子
	11番	西岡 秀輝
	12番	樋口 なぎさ
	13番	小松 茂雄
	14番	竹内 忠吉

4. 欠席農業委員(2人)

5番	西岡 大作
8番	渡辺 禎宏

5. 出席農地利用最適化推進委員(5人)

土居	森澤	和義
井ノ口	小松	昌平
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
畑山	大野	實

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第4条第1項許可申請について
議案第4号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第7号	農用地利用配分計画について
議案第8号	令和元年度農業者年金加入推進活動計画決定について

議案第 9 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する農業委員会が定める別段の面積決定について  
その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久  
事務局次長兼振興係長 長野 顕文  
事務局農地係長 岡田 元一

7. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数 14 人、欠席 2 人。出席者数 12 人であります。欠席委員は、5 番西岡大作委員、8 番渡辺禎宏で、所要のため欠席との連絡がございました。

次に事務の概要報告をいたします。

5 月 13 日に、安芸市農業振興地域整備促進協議会が開催され、内川会長が出席しております。

5 月 14 日に、11 市農業委員会協議会が四万十市で開催され、内川会長、大坪事務局長が出席しております。

5 月 16 日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

5 月 22 日に、県営安芸地区土地改良事業推進協議会会議が開催され、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に栗山浩和委員及び山内芳幸委員を指名いたします。

それでは、報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書 1 ページになります。

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項届出についてですが、今回は 3 件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届け出しなければならなくなっているものです。

届出番号 1 番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口乙と小谷の 8 筆で、面積が合計で 7,038㎡で

す。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり栃ノ木の1筆で、面積は386㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

議案書2、3ページになります。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり川北乙の10筆で面積は合計で5,271㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に議案書3ページになります。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は記載のとおり井ノ口乙の4筆で面積は合計で1,607㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（長野） 議案第2号農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は4ページです。今回は3件申請が提出されています。

まず申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり伊尾木の2筆で、地目はどちらも田で、面積は合計786㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ナスを栽培しております。

所在地につきましては、5ページの左に地図がございます。

伊尾木のしまむらの北の方の位置にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、譲受人の所有地に耕作していない農地があるので、譲受人

より提出された耕作放棄地復旧・解消計画を達成することを条件に許可する必要があると考えます。また、現地につきましては5月13日に内川会長と黒岩榮之委員に確認していただきました。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり穴内甲の1筆で、地目は田で、面積は613㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻を作付しております。

所在地につきましては、5ページの右に地図がございます。

穴内の六丁集落内にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては5月14日に山内芳幸委員と長野榮徳委員に確認していただきました。

次に申請番号3番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の1筆で、地目は田で、面積は991㎡です。

売買による所有権移転の申請で、水稻を作付する予定をしております。

所在地につきましては、6ページに地図がございます。

安芸集出荷場の北東にある土居地区位置する農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては5月15日に福本隆憲委員と森澤和義委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は私がします。申請番号2番は山内芳幸委員、申請番号3番は福本隆憲委員、お願いします。

1番内川委員 4月14日に長野君と黒岩委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

9番山内委員 4月15日に長野君と長野委員と確認してきました。説明どおり間

違いありません。

7番福本委員 4月16日に長野さんと森澤委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請については、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第3号の4条申請について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。

議案書は7ページをご覧ください。

申請番号1番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は倉庫の建築です。

農地の転用は6筆で面積は全部で119㎡です。8ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は赤野甲の特別養護老人ホームの北東約200mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地であると判断しています。理由は、10ha以上の集団農地であることと、特定土地改良事業を行った土地であるためです。特に特定土地改良事業については、平成20年2月14日確定の県営八流地区経営体育成基盤整備事業において非農用地設定していたもので、今回、設定した用途である倉庫用地に供するために転用するというものです。第1種農地は原則転用が不許可ですが農地法施行規則第37条第1項第5号により転用申請は可能と判断しています。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、本案件は先ほどご説明しましたとおり非農用地した用途である倉庫用地に供するために転用するというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断しています。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確

認の結果、転用が確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、倉庫建築用地として妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は墓地であり、西側は墓地及び農地であるが農地所有者からは隣地同意書が提出されています。また、南側は市道であり、北側は農地であるが隣地同意書が提出されています。雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる施設等は設置しません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、県営八流地区経営体育成基盤整備事業の施行地であります。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。現地確認は令和元年5月17日に野町亜理委員、大野實委員にさせていただきました。

続きまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は墓地の建設です。

農地の転用は1筆で面積は20㎡です。9ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は井ノ口山田の集落から南に約450mの位置にあります。東妙見谷川左岸の山を少し登った場所です。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。申請理由については、自宅から徒歩10分の距離にあり、参拝・管理に適していることから当該申請地を選定したというものである。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写し及び融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されてい

て、墓地建設用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側、西側、南側は申請者所有の農地であります。また、北側は農地であるが隣地同意書が提出されています。雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる施設等は設置しません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、平成31年4月2日に農用地区域から除外し、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年5月15日に大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、川島一義委員にさせていただきました。

続きまして、申請番号3番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は墓地の建設です。墓地は2基建設する予定で、高規格道路延伸に伴い移転が必要になる墓地に加え、申請者の母親の実家の墓地も、現在管理をしている申請者の母親の今後のことを考え、管理がしやすい申請地に移転させたいというものです。

農地の転用は1筆で面積は253㎡です。10ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は穴内乙の新城橋から西に約100mの位置にあります。なお、お配りいたしました現場写真でもご確認いただけますが、当該転用案件はすでに倉庫部分の転用が行われている状態にありますので、始末書が提出されています。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第2種農地であると判断しています。理由は鉄道の駅（土佐くろしお鉄道ごめんなはり線穴内駅）から概ね500m以内（約355m）にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。高速道路延伸に伴い墓地の移設が必要になったことに加え申請者の母が管理している母方の実家の墓も今後の管理に不便がないように移設しようとするもので、他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得

ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、墓地及び倉庫の建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は山林及び農地であるが農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。西側及び南側は農地であるが農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。北側は宅地及び農地であるが農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。雨水は地中浸透により処理する計画で、排水を生じる施設等は設置しません。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、平成31年4月2日に農用地区域から除外され、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年5月14日に山内芳幸委員、長野榮徳委員にさせていただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は野町重理委員、申請番号2番は大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、申請番号3番は山内芳幸委員、お願いします。

2番野町委員 5月17日に岡田さんと大野実委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 5月15日に岡田さんと千光士伊勢男委員と川島一義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

4番千光士委員 5月15日に岡田君と大久保暢夫委員と川島一義委員と確認してきました。報告のとおりです。

9番山内委員 5月14日に長野君と長野榮徳委員と確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第4条第1項



許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長

はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(岡田) 議案第4号の5条申請について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。

議案書は11ページをご覧ください。

申請番号1番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は個人住宅の建築です。

農地の転用は1筆で面積は264㎡です。12ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は井ノ口甲の井ノ口公民館の東約100mの位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地(第2種農地)であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種(オに規定するものに限る)、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、転用事業者のうち夫婦は現在二女と同居しているが、孫の成長とともに手狭になってきたことに加え、妻の兄も住環境悪化により新居を必要としていたことから共同で個人住宅を建築すべく当該申請地を選定したものであります。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断しています。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用が確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、個人用住宅建築用地として妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地であるが隣地同意書が提出されています。西側は宅地、南側は県道及び宅地、北側は原野である。雨水は地中浸透により処理する計画で、余水及び浄化槽で浄化した生活排水は東側市道側溝に排水する計画であります。排水することについては栃ノ木堰土地改良区に同意を得ています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影

響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。現地確認は令和元年5月15日に大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、川島一義委員にさせていただきました。

続きまして、申請番号2番のご説明をさせていただきます。申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、転用目的は倉庫の建設です。

農地の転用は1筆で面積は185㎡です。13ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。なお、現場写真でもご確認いただけますが、当該転用案件はすでに転用が行われている状態にありますので、始末書が提出されています。場所は赤野東赤野集落の星神社の南に市道を挟んで隣接する位置にあります。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地であると判断しています。理由は街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。(51%)。街区計算の資料をお配りいたしますのでご確認ください。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてご説明いたします。転用事業者が営む施設園芸ハウスから徒歩約2分の距離にあり農作業の効率化に最も適していることから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、申請者名義の預貯金通帳の写し及び融資資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、倉庫建築用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地であるが隣地同意書が提出されています。西側及び南側は宅地、北側は農地であるが隣地同意書が提出されています。建物への降雨は

北側市道に排水する計画であり、排水することについては赤野土地改良区に同意を得ています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。なお、現地確認は令和元年5月17日に野町亜理委員、大野實委員にいただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、申請番号2番は野町亜理委員、お願いします。

3番大久保委員 5月15日に岡田さんと千光士伊勢男委員と川島一義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

4番千光士委員 5月15日に岡田君と大久保暢夫委員と川島一義委員と確認してきました。報告のとおりです。

2番野町委員 5月17日に岡田さんと大野實委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。続きまして、報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 報告第5号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は14ページです。今回は3件出ております。

申請番号1番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで井ノ口乙の2筆です。地目はどちらも田で、面積は合計2,604㎡となっております。

当初は平成30年5月29日から平成33年4月30日まで約3年間の利用権の設定がされておりましたが、災害で作物に病気が発生するようになったとのことで合意解約の通知が提出されたものです。

次に申請番号2番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申

請地、地目、面積は申請番号1番と同じです。

当初は平成30年5月1日から平成33年4月30日まで3年間の利用権の設定がされておりましたが、申請番号1番で転貸契約が解約された農地を所有者に返還するために合意解約の通知が提出されたものです。

次に申請番号3番です。賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで穴内乙の1筆です。地目は田で、面積は1,322㎡となっております。

当初は平成28年1月1日から平成37年12月31日まで10年間の利用権の設定がされておりましたが、自動車専用道路用地として売買するとのことで合意解約の通知が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第5号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は15ページからになります。

まず、申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地2筆で、地目はどちらも田で、面積は全部で1,530㎡です。水稻を引き続き栽培する予定で、5年間の使用貸借契約をする条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、17ページの左側に地図がございます。井ノ口高台寺集落の東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり僧津の農地1筆で、地目は田で、面積は1,162㎡です。水稻を引き続き栽培する予定で、5年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米1俵を物納する条件で更新する計画です。

所在地につきましては、17ページの右側に地図がございます。高知県農協あき北支所の北に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしておりますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

続きまして、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載ど

おりで、申請地も記載どおり穴内甲の農地3筆で、地目はすべて田で、面積は2,346㎡です。ほ場整備地であり、換地後の面積は1,582㎡です。ナスを栽培する予定で、20年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり米7俵代の条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、18ページの左側に地図がございます。穴内の堆肥センターの南の六丁山ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

続きまして、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内乙の農地2筆で、地目はすべて田で、面積は全部で342㎡です。現況の面積は1,200㎡です。ナスを栽培する予定で、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は全部で90,000円の条件で新規設定する計画です。

続きまして、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり穴内乙の農地2筆で、地目はすべて田で、面積は全部で576㎡です。ナスを栽培する予定で、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は全部で37,500円の条件で新規設定する計画です。

申請番号4番と5番の所在地につきましては、18ページの右側に地図がございます。穴内小学校の南に位置する農地です。

申請番号4番と5番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

続きまして、申請番号6番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野甲の農地3筆で、地目はすべて田で、面積は合計2,211㎡です。ナスを栽培する予定で、3年間の賃貸借契約をし、賃借料は、10a当たり米6俵代条件で新規設定する計画です。

所在地につきましては、19ページに地図がございます。赤野八流荘の北東に位置する八流ほ場整備地区内の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。以上でございます。

議長

それでは、審議をお願いします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促

進法農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

議長 続きまして報告第7号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書20ページになります。

報告第7号、農用地利用配分計画について説明いたします。今回は1件提出されております。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆、地目は田で、面積は2,060㎡です。ミョウガを栽培する予定で、15年間の賃貸借契約をし、賃借料は10a当たり70,000円の条件で設定する計画です。この件につきましては、今年3月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、4月25日付けで、高知県知事から借借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第7号について、質問、意見等がございましたらよろしく願いいたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第8号、令和元年度農業者年金加入推進活動計画決定についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第8号、令和元年度農業者年金加入推進活動計画決定について説明いたします。議案書は21ページからになります。

全体的に昨年度と同じような計画を予定しております。

1番目の今年度の加入目標は5人で、そのうち3人を20歳から39歳までの若い農業者の加入を目標としております。

なお、昨年度は目標5人に対しまして実績が2人加入、そのうち1人が20歳から39歳の方でした。

2番目の加入対象として働きかけをする目標人数は、昨年度と同じ80人で、20歳から39歳までの若い農業者につきましては、このうち12人を目標としております。

3番目の推進班につきましては、農業委員1人と農業委員会職員1人の計2人が推進班となります。

4番目の加入対象名簿につきましては19名登載しております。

5番目の加入推進強化月間につきましては、8月から10月までを

設定しております、6番目のとおり戸別訪問の実施を計画しております。

7番目の加入推進対策会議及び研修会の実施計画につきましては、まず本日の定例会で今年度の活動計画を承認いただきまして、11月の農業委員会定例会終了後に農業者年金制度の勉強会を開催したいと考えております。

8番目の加入対象者に対する説明会等の実施計画につきましては、12月の青色申告会開催前後での制度説明を予定しております。

9番目の広報普及活動としまして、今年度も引き続き広報あき6月号に現況届の提出依頼とともに加入PR文を掲載する予定です。

10番目のその他の活動としましては、随時、窓口での加入相談の受付や11月に農協のあきあいあい収穫祭での相談コーナーの設置を予定しております。

農業者年金につきましては、加入者数を増加させることも大切なことだとは思っておりますが、農家の皆さんに広く制度を周知することが最も大切ですので、委員の皆さんのご協力をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ採決をいたします。議案第8号、令和元年度農業者年金加入推進活動計画決定については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第8号、令和元年度農業者年金加入推進活動計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第9号、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める別段の面積決定についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第9号、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める別段の面積決定について説明いたします。議案書は22ページからになります。

農地法3条の下限面積は、各農業委員会で決定していますが、その面積が適正か毎年審査する必要がありますので、今回議案に上げております。その決定の仕方は、農地法施行規則で決められています。

議案書の一番下のほうに記載しております、農地法施行規則第17条第1項第3号に基づいて決定することになります。この施行規則の内容を簡単に説明しますと、安芸市の全農家戸数の内、設定された面積より少ない農家の戸数の割合がおおむね4割、つまり40%を下回らないことが条件となります。この面積を算出する根拠となるデータは、5年ごとに実施されます農林業センサスの数値となります。

最新の2015年の農林業センサスによりますと、安芸市の全農家戸数が1,005戸で、経営面積が40a未満の農家戸数が424戸なので、40a未満農家の割合は42.19%となり、おおむね40%を下回らない基準を満たします。ちなみに、経営面積が30a未満の農家戸数は318戸で、30a未満農家の割合は31.64%となり、おおむね40%を下回らない基準を満たしません。このため、安芸市農業委員会の定める農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積は、これまでどおり40aとなります。

以上でございます。

議長 それでは、審議をお願いします。

(異議なし)

議長 別になければ採決をいたします。議案第9号、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める別段の面積決定については、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第9号、農地法第3条第2項第5号に規定する農業委員会が定める別段の面積決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第10号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(岡田) 議案第10号、非農地証明願について説明いたします。今回は3件申請が提出されております。議案書は23ページをご覧ください。

申請番号1番をご説明させていただきます。

申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は1筆です。現地の写真をお配りいたします。場所は川北乙の清水寺から南東へ約240mの位置にあります。登記簿地目は畑、現況地目は宅地です。地図は24ページをご覧ください。

現地は複数の家屋敷地になっていて、新しい家屋でも昭和38年築であり、固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も宅地として課税されていることを確認しています。これらのことから安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地につきましては令和元年5月16日に西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

続きまして、申請番号2番をご説明させていただきます。

申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は1筆です。現地の写真をお配りいたします。場所は議案第4号申請番号1番の転用申請地の県道を挟んだ南側にあり、井ノ口甲の井ノ口公民館の南東へ約100mの位置にあります。登記簿地目は田7、現況地目は宅地です。地図は25ページをご覧ください。



現地は資材置場及び倉庫用地として現在に至り、固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も宅地として課税されていることを確認しています。これらのことから安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地につきましては令和元年5月15日に大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、川島一義委員に確認していただきました。

続きまして、申請番号3番をご説明させていただきます。

申請人、申請地は記載のとおりで、対象農地は1筆です。現地の写真をお配りいたします。場所は井ノ口山田集落内にあり、山田橋から北東約280mの位置にあります。登記簿地目は田7、現況地目は宅地です。地図は26ページをご覧ください。

現地は昭和51年築の家屋敷地として現在に至り、固定資産税課税データで調べることができる最も古い平成14年の記録以降も宅地として課税されていることを確認しています。これらのことから安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

なお、現地につきましては令和元年5月15日に大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、川島一義委員に確認していただきました。以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は西岡秀輝委員、樋口なぎさ委員、申請番号2番と3番は大久保暢夫委員、千光士伊勢男委員、お願いします。

11番西岡委員 5月16日に岡田さんと樋口なぎさ委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

12番樋口委員 5月16日に岡田さんと西岡秀輝委員と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 5月15日に岡田さんと千光士伊勢男委員と川島一義委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

4番千光士委員 5月15日に岡田君と大久保暢夫委員と川島一義委員と確認してきました。報告のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第10号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第10号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局（長野） 来月の定例会は6月25日の火曜日の午後1時30分より行いますので出席をお願いします。

機構法等の法律が改正され、農業委員及び推進委員の皆様には、「人・農地プラン」の策定にコーディネーター等で積極的に参加する必要になりました。具体的には来月の高知県農業会議総会で示されますので、ご協力をお願いします。

県外への視察研修を7月30日、31日に行います。視察先は南あわじ市及び三豊市で、「人・農地プラン」と耕作放棄地の解消について研修する予定です。参加の有無について、6月17日までにお知らせください。積極的な参加をお願いします。

農地法等の申請の受付締切日を現在の毎月10日から5日に変更します。9月の受付分から変更しますので、8月の安芸市広報及びHPで周知をします。

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。